

生活排水対策の枠組みについて

県民の生活環境の保全等に関する条例（H15.3.25 公布、H15.10.1 施行）

第三節 生活排水対策

（生活排水対策に関する施策の実施等）

第八十三条 県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 知事は、生活排水対策に関する基本方針を定めるものとする。

3 前項の基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項
- 二 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項
- 三 その他生活排水対策に関し必要な事項

4 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（生活排水を排出する者の責務等）

第八十四条 生活排水を排出する者は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用その他の生活排水対策を自主的に行うとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減を図るため、公共用水域の水質の保全に配慮した製品の開発及び製造その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（生活排水の適正な処理）

第八十五条 下水道が整備されている区域及び下水道法第五条第一項第一号に規定する予定処理区域以外の区域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽を設置し、又は生活排水の排水管を集合処理施設に接続することにより、生活排水を適正に処理するよう努めなければならない。

（市町村に対する支援）

第八十六条 県は、市町村に対し、合併処理浄化槽の設置その他の生活排水対策を推進するために必要な技術的支援その他支援を行うよう努めるものとする。

「生活排水対策に関する基本方針」

- (1) 県民運動の推進
- ア 多様な啓発事業の展開
 - イ 「クリーン排水推進月間」等における啓発事業の実施
 - ウ 年間における実施計画の策定

- (2) 県民に対する啓発
- ア 実践活動の普及及び定着化
 - イ 合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進
 - ウ 浄化槽の適正な維持管理
 - エ 下水道整備地域における早期接続
 - オ 農業集落排水施設等整備地域における早期接続

- (3) 事業者に対する啓発
- ア 浄化槽の製造業者、建築設計業者及び建設業者
 - イ 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者
 - ウ 洗剤の製造業者及び販売業者
 - エ 日用品販売業者
 - オ ちゅう房機器製造業者

- (4) 生活排水対策関係法令の周知
- ア 水質汚濁防止法
 - イ 浄化槽法
 - ウ 下水道法
 - エ 県民の生活環境の保全等に関する条例

- (1) 生活排水処理施設の整備の促進
- (2) 市町村における生活排水処理施設整備に関する協力・支援
- (3) 生活排水対策重点地域を有する市町村間における調整及び協力・支援
- (4) 市町村に対する技術的支援及びその他の支援

- (1) 生活排水対策関係団体との連携
- (2) 生活排水対策に関する情報の収集及び提供
- (3) 生活排水対策に関する調査・研究及び処理技術の開発

平成18年度 生活排水対策県民運動実施計画

1 はじめに

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）第83条第2項の規定に基づき策定された、生活排水対策に関する基本方針に定める、平成18年度における生活排水対策県民運動の実施計画は次のとおりとする。

2 計画内容

県と市町村は協力して次の事業を実施することにより、生活排水対策に対する県民意識を高揚させ、実践活動の普及及び定着化を図る。

県民及び事業者は次の事業に積極的に参加し、自主的に生活排水対策実践活動に取り組むものとする。

また、各界各層へも働きかけ、県民・事業者及び行政が一体となって、より良い愛知の水環境づくりを目指す。

(1) 「クリーン排水推進月間」啓発事業の実施

ア 趣 旨： 県民の生活排水への関心を高めるため、10月を「クリーン排水推進月間」と定め、汚れを少しでも減らす実践活動を促す啓発事業を実施することにより、生活排水による河川等の汚濁を防止する。

また同時に、10月を浄化槽強調月間とし、浄化槽の適正な維持管理や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について指導・啓発活動を重点的に行う。

イ 期 間： 10月1日から31日まで

ウ テーマ： 「いい知恵 いい水 いい環境」

エ 実施主体： 愛知県、各市町村等

オ 内 容： 「クリーン排水推進月間」の趣旨に沿った行事の実施

県は、月間中にリーフレット、パネル及び各種広報誌により県内全域を対象に生活排水対策の周知を図るとともに、生活排水対策啓発グッズや浄化槽に関する啓発資料の配布等を行う。

市町村は、地域の実情に応じて、講演会、シンポジウム、学習会、展示会、河川等の浄化活動、浄化施設見学、リーフレット等による広報、浄化槽保守点検業者を対象とした講習会などを行う。

(2) 生活排水セミナーの開催

ア 趣 旨： 家庭や地域における生活排水対策実践活動の充実・強化を図るため、生活排水セミナーを開催し、地域におけるリーダーを養成する。

イ 期 間：通年

ウ 実施主体：県事務所

エ 内 容：講演会、学習会、簡易水質実験など

各県事務所は必要に応じて市町村等と連携して、県内の水質の状況や生活排水対策の重要性などを啓発するセミナーを実施する。

なお、環境教育の観点及び若い世代の生活排水対策に対する理解が低いことから、子供のみや親子或いは若い世代を対象としての開催も図る。

(3) 油ヶ淵啓発事業の実施

県及び油ヶ淵周辺 4 市は、「油ヶ淵水質浄化促進協議会」を設け、水質浄化対策の総合調整を行い油ヶ淵の水質改善を図る。

平成 1 6 年 1 1 月に策定された「高浜川水系油ヶ淵水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス)」(目標：平成 2 2 年度)に基づき、下水道・浄化槽などの生活排水処理施設の整備や浚渫、覆砂、流入河川の直接浄化等の水環境改善事業を緊急的に実施する。また、流域住民と協働して水環境モニタリングを行う。

なお、県民及び事業者が参加する事業は次のとおり。

項 目	実施時期	内 容
「油ヶ淵浄化デー(7 月第 4 日曜日)」への支援	7 月 2 3 日(日)	碧南市、安城市、西尾市、高浜市の油ヶ淵周辺 4 市が油ヶ淵周辺及び流入河川の一斉清掃活動
油ヶ淵浄化啓発イベントの開催	1 0 月又は 1 1 月	油ヶ淵の水質浄化事業の啓発を図るため、高浜市において開催
油ヶ淵流域水環境モニタリング	通年(毎月1回)	油ヶ淵及び流入河川等の水質簡易測定(透視度、COD など)

(4) 重点地域水質パトロール事業の実施

ア 趣 旨： 生活排水対策重点地域内（12市町）の小中学生が、身の回りの水路や河川の水質検査や観察などを行う、水質パトロール事業を実施し、環境教育を実践するとともに、生活排水対策の重要性について意識の高揚を図る。

イ 期 間： 7月～9月（募集：6月）

ウ 実施主体：愛知県

県は、パトロール隊を募集し調査資材を配布するとともに、調査結果レポートをまとめた報告書を作成する。また、優秀作品については知事表彰を行い、同時にホームページに掲載する。

市町村は、募集受付及び調査結果レポートを受領するとともに、パトロール隊からの相談等に応じ、助言・指導を行う。

(5) 生活排水クリーンキャンペーンの実施

ア 趣 旨： 生活排水対策重点地域に指定している佐奈川流域、境川流域、矢田川上流域（油ヶ淵周辺地域は、別に「油ヶ淵水質浄化促進協議会」において啓発活動を実施するため除く）の関係市町と共同して、生活排水クリーンキャンペーンを実施し、生活排水対策の一層の推進を図る。

イ 時 期： 10月を中心に実施

ウ 実施主体：愛知県及び関係市町

エ 内 容： 生活排水に関する啓発資料や生活排水対策グッズの配布、展示、環境クイズ、水質検査体験コーナーなど

(6) 啓発資料の作成・資材の活用

県は、生活排水とその対策についてわかりやすく解説したリーフレットの作成、パネルの展示などを行うとともに、各地の生活排水クリーン推進員を始めとする住民の活動状況や行政機関の情報等を紹介した広報誌「クリーン排水運動」の発行を行う。

これらの啓発資料・資材は「クリーン排水推進月間」行事及び生活排水クリーンキャンペーン等において活用する。

また、生活排水を考えるホームページを通じ、情報提供を行う。

(7) 各種の団体・業界への働きかけ

県は次の団体、業界に対し、生活排水対策への理解と積極的な協力について働きかけを行う。

- ア 女性団体
各家庭における実践活動の普及・定着について、協力を要請する。
行政が行う各種事業への積極的な参加を要請する。
- イ 社会奉仕団体
活動の一つとして生活排水対策への協力を要請する。
行政が行う各種事業への協賛を要請する。
- ウ 生活排水対策関連製品（石鹼、洗剤）の製造・販売業界
生活排水対策に有効な製品の開発に努めるよう要請する。
生活排水対策に有効な製品の販売ルートの確立・拡大に努めるよう要請する。
行政が行う各種事業への協賛を要請する。
- エ 日用品販売業界
生活排水対策に有効な製品について、販売コーナーを設置するよう要請する。
- オ 金融等業界
販売等促進のため提供する物品に生活排水対策関連製品を採用することを要請する。
- カ ちゅう房機器製造業界
流し台に付属するストレーナーについて、生活排水対策として、より有効な規格の付属品も供給できるよう、協力を要請する。
- キ 浄化槽関係団体及び建設業界
生活排水を適正かつ安価に処理できる小型で窒素及び燐の処理ができる高度処理型合併処理浄化槽の開発を要請する。
浄化槽の設置等に係る工事を依頼する者に対する合併処理浄化槽に関する情報の提供を要請する。
浄化槽の適正な維持管理を行うとともに、法定検査の受検率の向上及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、浄化槽管理者に対しての情報の提供を要請する。
- ク 商工団体
上記 ア～キ を含むすべての事業者に対し、生活排水対策に係る自主活動の実施及び市町村が推進する生活排水対策事業への協力を努めるよう要請する。

県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号)第83条第2項の規定に基づき、生活排水対策に関する基本方針を次のように策定し、平成15年10月1日から施行する。

平成15年8月22日

愛知県知事 神田真秋

近年、環境と人間のかかわりについて、新しい視点が求められるようになってきた。水は環境資源として決して無限のものではなく、後世と共有する貴重な資源であり、このため、水を健全に循環させ確保することが私たちの重要な課題である。

公共用水域における水質の汚濁は、工場等からの産業排水に対する規制が強化され排水処理対策の進んだ今日、台所や風呂・トイレなど日常生活に起因する生活排水が水の汚れの大きな原因となっている。

一方、私たちは暮らしの多くの場面で水を使い快適で便利な生活をしているが、水の恵みを受けるのは、人間はもとより地上の生きとし生けるものすべてであり、将来の世代により良い水環境を引き継いでいくことが必要である。

この基本方針は、このような認識のもとに、県民、事業者と県や市町村の行政が、公平かつ適切な役割分担のもとに、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的事項について定めるものである。

1 生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項

生活排水対策についての啓発を行うに当たっては、県民及び事業者が各々の役割を果たすため、多様な啓発事業により意識の高揚及び効果的な実践活動を促進する。

(1) 県民運動の推進

生活排水対策を県全体で取り組むため、生活排水対策活動の普及及び定着化に向けて、県民、事業者及び行政が一体となった県民運動を推進する。

ア 多様な啓発事業の展開

生活様式の変化や価値観の多様化を背景に、日常生活に起因する水質の汚濁を防止する必要があることから、啓発の対象年齢層や地域の実情に応じた、講演会、学習会などの様々な啓発事業を展開する。

イ 「クリーン排水推進月間」等における啓発事業の実施

生活排水による水質の汚濁を防止するため、水田からの落ち水などがなくなり、河川の水量が減って、身近な河川等で汚れが顕著となる10月を「クリーン排水推進月間」と定め、生活排水への関心を高めるとともに、公共用水域に排出される汚濁負荷量を減らす実践活動に向けた啓発を集中的に実施する。

また、浄化槽の普及促進及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の周知を図るため、浄化槽法が全面施行された10月を「浄化槽強調月間」と定め、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進や浄化槽の保守点検など適正な維持管理について集中的に啓発を行う。

ウ 年間における実施計画の策定

県民運動を総合的かつ計画的に実施するため、毎年度の初めに実施計画を定

める。

(2) 県民に対する啓発

生活排水は日常生活に起因し排出されることから、台所対策など実効ある生活排水対策を進めるため、県民一人ひとりの積極的な実践活動が求められている。

ア 実践活動の普及及び定着化

発生源対策として生活排水からの汚濁負荷を削減するため、調理くずの適正な処理等の実践や地域における小川を守る活動など県民一人ひとりによる生活排水対策実践活動の普及及び定着化に向け、リーフレットなどの生活排水対策啓発資材を作成し啓発を行う。

イ 合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

下水道認可区域以外については、合併処理浄化槽の設置が浄化槽法により義務付けられ、既存の単独処理浄化槽について合併処理浄化槽へ転換するよう努力義務が定められていることから、設置及び転換を促進するための啓発を行う。

ウ 浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽は下水道と並ぶ生活排水処理施設ではあるが、その適正な維持管理を行わなければ所期の性能が発揮できないので、浄化槽設置者に対し、法定検査を受けるとともに、保守点検及び清掃を実施するよう啓発を行う。

エ 下水道整備地域における早期接続

下水道の供用が開始された場合には、遅滞なく接続することが下水道法（昭和33年法律第79号）により義務付けられているので、速やかに接続するよう啓発を行う。

オ 農業集落排水施設等整備地域における早期接続

農業集落排水処理施設等の供用が開始された場合には、早期接続が指導されているので、速やかに接続するよう啓発を行う。

(3) 事業者に対する啓発

すべての事業者は、生活排水による汚濁負荷量の低減を図るための製品の開発・製造及び行政が推進する生活排水対策への協力に努めなければならない。このため、事業者が企業としての社会的責任を果たし、自ら生活排水対策に取り組むよう啓発を行う。

また、生活排水対策と密接な関係のある事業者に対しては、製品の開発・製造等について、積極的な協力を働きかける。

ア 浄化槽の製造業者、建築設計業者及び建設業者

浄化槽の製造業者には、生活排水を適正かつ低廉に処理できる小型で、窒素及びりんが処理できる高度処理型浄化槽の開発について、協力を働きかける。

また、建築設計業者及び建設業者には、住宅等の建設工事を依頼する者に対する浄化槽の設置、維持管理等に関する情報の提供について、協力を働きかける。

イ 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者

浄化槽の保守点検業者及び清掃業者には、浄化槽設置者に対し浄化槽の適正な維持管理を実施することともに、法定検査の受検率の向上及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、協力を働きかける。

ウ 洗剤の製造業者及び販売業者

洗剤の製造業者及び販売業者には、生活排水の汚濁負荷の低減に有効な洗剤の開発及び供給について、協力を働きかける。

エ 日用品販売業者

日用品販売業者には、生活排水対策に有効な製品の販売コーナーを設けるなどその普及及び販売促進について、協力を働きかける。

オ ちゅう房機器製造業者

ちゅう房機器製造業者には、流し台に附属するストレーナーなど、より効果的な規格の附属品の開発及び供給について、協力を働きかける。

(4) 生活排水対策関係法令の周知

生活排水を排出する者及び事業者には、次に掲げる法令に責務等が定められているので、その趣旨を啓発資料の配布やインターネットなどの広報媒体を利用して広く周知する。

ア 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

- ・第14条の5（国民の責務）
- ・第14条の6（生活排水を排出する者の努力）

イ 浄化槽法

- ・第3条及び第3条の2（浄化槽によるし尿処理等）
- ・第10条（浄化槽管理者の義務）

ウ 下水道法

- ・第10条（排水設備の設置等）
- ・第11条の3（水洗便所への改造義務等）

エ 県民の生活環境の保全等に関する条例

- ・第84条（生活排水を排出する者の責務等）
- ・第85条（生活排水の適正な処理）

2 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項

生活排水対策は、上流・中流・下流域の市町村が連携して施策を行うことが重要である。このため、県は市町村が実施する生活排水対策のための施策の総合調整を行う。

また、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁を防止するために、生活排

水対策の実施を推進することが特に必要である地域について、水質汚濁防止法に基づき「生活排水対策重点地域」の指定を行う。

(1) 生活排水処理施設の整備の促進

生活排水処理施設の整備については、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽等の施設整備を県内全域にわたり効率的かつ計画的に進めるため、地域の実情などを踏まえた各市町村の計画を基に策定した、「全県域污水適正処理構想」に基づき、生活排水処理施設の適正な整備の促進を行う。

(2) 市町村における生活排水処理施設整備に関する協力・支援

市町村における生活排水対策推進計画等で定められた、生活排水処理施設の整備について、必要な協力及び支援を行う。

(3) 生活排水対策重点地域を有する市町村間における調整及び協力・支援

生活排水対策重点地域を有する市町村にあつては、当該市町村における生活排水対策推進計画に定められた、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発その他の必要な事項の実施について、必要な連絡調整及び協力・支援を行う。

(4) 市町村に対する技術的支援及びその他の支援

市町村におけるその他の生活排水対策事業を促進するため、生活排水対策指導者の育成、身近な水環境に対する理解を深めるための水生生物調査の実施など、必要な技術的支援その他の支援を行う。

3 その他生活排水対策に関し必要な事項

(1) 生活排水対策関係団体との連携

生活排水対策の推進には、県民、事業者及び行政が一体となって、連携を図りながら施策を推進することが重要である。

このため、生活排水関係団体及び生活排水対策を行うNPOとのパートナーシップのもと、生活排水対策の推進に関する施策を実施する。

(2) 生活排水対策に関する情報の収集及び提供

県内及び他の都道府県で行われている効果的な生活排水対策の最新実践事例等の情報収集に努め、その情報をインターネットなどの広報媒体を利用して広く提供する。

(3) 生活排水対策に関する調査・研究及び処理技術の開発

生活排水対策関連事業の効果測定のための水質調査はもとより、市町村の支援や事業者へ協力要請するための調査・研究及び処理技術の開発を行う。